

行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議の開催について

〔平成15年7月29日〕
〔関係省庁申合せ〕
一部改正 平成17年10月13日

- 1 暴力団等反社会的勢力が、不正な利益を得る目的で、国の行政機関等又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為（以下「行政対象暴力」という。）の未然防止及び排除を図るため、関係省庁の連携の下、警察庁が主催する「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

警察庁組織犯罪対策部長（議長）
警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課長
警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官
内閣官房副長官補付内閣参事官
内閣府大臣官房総務課長
防衛施設庁総務部総務課長
金融庁総務企画局総務課長
総務省大臣官房企画課長
法務省民事局総務課長
法務省入国管理局総務課長
外務省大臣官房総務課長
財務省大臣官房地方課長
財務省関税局総務課長
国税庁長官官房総務課調整室長
文部科学省大臣官房総務課長
厚生労働省大臣官房総務課長
社会保険庁総務部総務課長
農林水産省大臣官房経理課長
経済産業省大臣官房厚生企画室長
国土交通省大臣官房総務課長
国土交通省総合政策局建設業課長
環境省大臣官房秘書課長

（オブザーバー）

日本郵政公社CSR室長
東日本高速道路(株)総務・法務課長
自動車検査独立行政法人企画部調査課長
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長
全国暴力追放運動推進センター専務理事

- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、警察庁において処理する。